

管 財 第 95 号

令和 4 年 1 月 31 日

建設工事業者の皆様

雲南市長 石 飛 厚 志
(総務部管財課)

令和 3 年災害に伴う災害復旧工事における契約及び
配置技術者、検査に関する特例措置について (通知)

令和 3 年 11 月 1 日付け管財第 51 号通知に係るこのことについて、下記のとおり一部を
変更しましたので、お知らせします。

記

1 現場代理人の兼務の緩和

別紙「災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書 (令和 3 年発生災害復旧
工事令和 4 年 2 月 1 日以降適用)」のとおり変更

[変更概要]

兼務する建設工事の契約金額が 3,500 万円以上についても、災害復旧工事が含まれ
る場合に 2 件まで兼務可能とする。

2 現場代理人の兼務について申請時期の変更

申請時期について、「入札日の前日まで」を取りやめ、契約後の申請を可とする。ただ
し、現場代理人を同一工事の主任技術者に配置させ、さらに別工事の主任技術者に配置
することを希望する場合は「入札日の前日」までに申請すること。

3 適用日

令和 4 年 2 月 1 日以降